

-----  
税理士 菊池純先生の講演など

⇒

<https://docs.google.com/document/d/1ImZuG9M8ITgi-ePxuUcMwXkvqBbXmws-/edit?usp=sharing&oid=101459707451073275716&rtpof=true&sd=true>

/ <https://tinyurl.com/4pw4td75>

-----

国際陰謀研究所 🧑‍🔬 🌸 🌊 🏯 🗼 🌐 代表

近現代イルミナティ ✨ 👁️ ✨ 📖 史家

みつきー・ざ・みらくる 🐼

eメール: [miraclerpool@gmail.com](mailto:miraclerpool@gmail.com)

Telegram: <https://t.me/s/InternationalConspiracyJP/5>

Telegram: <https://t.me/s/AllMickysLinks/3>

ブログ: <https://mickythemiracle.muragon.com/>

## 2025年12月3日の消費税減税・インボイス廃止の実現を求める国会集会での菊池先生の基調報告

【12月3日(水) 11:00~】消費税減税・インボイス廃止の実現を求める国会集会

⇒

[https://www.youtube.com/watch?v=vd8wsaPKgtc&list=PLApqqGZRUE5omOZcjPt5\\_yMYSlw7wILBa&index=372](https://www.youtube.com/watch?v=vd8wsaPKgtc&list=PLApqqGZRUE5omOZcjPt5_yMYSlw7wILBa&index=372)

/ <https://tinyurl.com/4dvsurym>

(この菊池先生の基調報告は、**STOP!**インボイスという団体が、同団体の**YouTube**チャンネル「**STOP!**インボイス」から、「【12月3日(水) 11:00~】消費税減税・インボイス廃止の実現を求める国会集会」として配信されていた動画の一部として収録されているものです。)

(動画の先頭から**2:39:32~3:20:40**)

菊池先生:

これから基調報告をさせていただきます。

皆さん、お手元にある、ええ、...『消費税減税・インボイス廃止の実現を求める国会集会』というところの、ええ、この表紙のある、あの、...物をお出し下さい。  
それでは、あの、少し、あの、着座させていただきます。  
宜しくお願い致します。

まず、あの、**2**頁から**3**頁に、あの、私たちの**インボイス制度**の廃止を求める税理士の会の活動履歴を書かせて頂きました。  
ここにありますように**2022年5月6日**に、あの、**41**人の呼び掛け人の税理士で初めて、...インボイス制度の中止を求める税理士の会というのを始めさせて頂きました。

それで、まあ、最初の国会集会は**2022年**の**6月9日**に開きまして、ええ、何度か国会集会を開きまして、そういう風にやっていたんですけど、  
やっぱり、ぜ、...インボイス制度が入ってしまったということで、  
ええ、今度はやり方を変えまして、インボイス制度の廃止を求める税理士の会という風に名前を変えて、ええ、**13**人の運営委員会で活動しております。

えっと、それで、去年の**衆議院選挙(2024年10月27日投票)**で、インボイス制度に関する**公開質問状**というのを**10**個の政党(**自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、日本維新の会、れいわ新撰組、社会民主党、参政党、教育無償化を実現する会**)に出させて頂きまして、  
ええ、その回答を**X**について公開したところ、**120**万件の総数の記録がございました。  
えっと、その回答につきましては、あの、お手元にある、あの、...**6**党の人が、...**6**党の党(**日本共産党、れいわ新撰組、立憲民主党、国民民主党、社会民主党、参政党**)から、インボイス制度は廃止すべきだ、という回答を頂いております。<sup>[※注釈1]</sup>

-----  
**[※注釈1]**

**2024**年衆院選直前のインボイス制度の廃止を求める税理士の会からの各政党への質問(**同年10月8日送付**)に対する各政党からの回答(**同年同月17日期限**)は、同会の**WEB**サイト内の**回答**にある通りですが、それらは、概ね次のように要約できます。

-----  
インボイス制度の廃止に賛成: 共産、れい新、立民、民民、社民、参政  
インボイス制度の廃止に反対: 自民  
回答なし: 公明、維新

え、それで、その後ですね、また、あの、そのインボイス制度を廃止すべきだと言った党が躍進して、与野党の逆転が一時成功したんですけど、  
そのあとまた**参議院選挙(2025年7月20日投票)**になったんで、ええ、参議院選挙の時にも、何か、消費税減税という言葉が

多かったものですから、

インボイス制度についてはどう考えているのか？、ということで、再び、あの、[公開質問状](#)を出させて頂いたところ、やっぱり、**6党の方**([国民民主党](#)、[立憲民主党](#)、[参政党](#)、[日本共産党](#)、[れいわ新撰組](#)、[社民党](#))から、インボイス制度は廃止すべきだ、という回答を頂きまして、<sup>[※注釈2]</sup>

ああ、これは、あの、民意なんだなと、

...インボイス制度の廃止という求めた、あの、...公開した、...公表したところが、...政党が、あの、勝ったものですから、民意なんだな、という風に思いまして、

...え、このことをですね、インボイス、...あの、参議院選挙にインボイスせ、...制度を、...インボイス制度廃止法案の提出を求める要望書というのを全政党に送付しました。

-----

#### [※注釈2]

**2025年参院選直前の同会からの各政党への質問(同年6月24日送付)**に対する各政党からの回答(同年7月4日期限)は、同会のWEBサイト内の[回答](#)にある通りです。

各政党からの回答は、概ね次のように要約できます。

-----

インボイス制度の廃止に賛成: 民民、立民、参政、共産、れい新、社民

インボイス制度の廃止に反対: 自民

回答なし: **NHK**党、公明、維新、日保

-----

その送付した文章が次の頁にあります。

-----

...えっと、《消費税の仕入税額控除に関する適格請求書保存方式にかかる制度は廃止するものとし、政府はこのために必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする》

-----

ということをお願いしたわけです。

それと、じつげ、えっと、...施行する時期を**2026年の4月1日**から、ということをお願いしたわけです。

で、このお願いしたことを、...要請文を賛同者にオンラインで募集したということで、

そしたら、**15,177**件の、ええ、賛同者が集まったと。

その賛同者が集まったのを、...今日の**11時**に要請文を、...あの、反対議連([「インボイス問題検討・超党派議員連盟」\(?\)](#))の人たちにお渡しすることができたということです。

それでは、あの、消費税の内容についても、ちょっと、...我々がずっと訴えていることをおさらいしたいと思います。

えっと**5**頁に、...えっと、しよ、...消費税の導入が書いてあります。

**1989**年、平成元年に消費税は導入されたんですけど、

税率は**3%**、...免税事業者は前々年の、前年の課税売上高が**3000**万円以下の事業者とされて導入されました。

えっと、基準期間の課税売上高が**5**億円以下の事業者は簡易課税制度というのが使える、という風に導入されました。

ここで大事なのは、仕入税額控除の方法に[帳簿方式](#)を使ったということです。

この仕入税額控除の算定方法は、

帳簿方式が、帳簿に記載した税額課税仕入れにかかる税額込み金額を集計し、仕入税額控除がパソコンによって割戻計算するのに対し、

インボイス方式は、登録事業者の発行する適格書を清算、...積算し、その合計額から仕入税額控除を算定する方法となると。

帳簿方式は複式簿記を前提とするのに対し、  
インボイスの積算方式は単式簿記であるため、検証可能性が失われる。

また、帳簿方式による仕入税額控除は、相手先が課税事業者か否かに関係なく、取引内容に従い、課税・非課税を判断し、  
課税取引額から割戻して計算すると。

一方、インボイス方式による仕入税額控除は、取引相手先である適格請求書発行事業者の発行する適格請求書、インボイスの記載の消費税記載から消費税額を計算すると...ということで、  
あの、帳簿方式のほうが、あの、事務負担も大変ではないし、あの、免税事業者も排除されないということで、あの、...取り入れた、ということが、これで分かります。

それですね、あの**EC**型付加価値税のインボイスを利用して、税の貯蓄を排除する方法は、伝票の発行・保存等が過重になるので、  
書類の保存に関する納税義務者の事務負担は大幅に軽減され、免税事業者が取引から排除されるなどといった問題が生じない帳簿方式を選択したというのが、日本の採った道です。

これは、あの、**売上税**というのが**1987**年に廃案になってるんですけど、  
売上税もインボイス方式だった、ということも理由になっております。  
ここから下ですね、

...世界で**164**か国で消費税が導入されているんですけど、**163**か国は、帳簿と全く切り離れた消費税の計算を行うインボイス方式で、  
日本だけが帳簿方式を採っております。

それで、その、帳簿方式をどうして日本だけが採っているか？、という理由は、この、大蔵省の官僚だった今は議員の**古川元久議員(1965-)**が、あの、インタビューに答えているんですけど、  
この**6**頁ですね。

-----  
《私が官僚として消費税の導入に関わった際には、「インボイスは当然必要だ」と考えていました。  
しかし政治の世界に入って現場を知り、「インボイスは導入すべきではない」という考えに変わりました。  
ヨーロッパ等の諸外国では、インボイスが導入されておりますが、  
海外において正確な帳簿を作成している事業者というのは、実は多くありません。  
特に中小零細企業は、ほとんど作っていませんし、  
発展途上国に行けば、そもそも帳簿というものがありません。  
帳簿を付けない帳票がないことが前提であれば、日本の、...日々の取引の中で、お金の出入りが分かりません。  
だからこそ、そうした国々では、インボイスが必要になってくるのです。  
ところが、日本は、翻れば江戸時代の頃から、中小零細の事業者も帳簿を付けている国です。  
税理士の先生方のチェックの上で帳簿さえしっかり作ってれば、インボイスは必要ではないし、寧ろ余計な事務負担になります。  
このことは、政治家になってから気付いたのです》

-----  
という風に言っております、  
あの、帳簿がないからインボイス方式を採ってた国、帳簿がしっかりしているから最初から帳簿方式で行けた国っていうことで、  
日本は位置付けられているので、  
日本は消費税を入れた時から、ずっと帳簿方式を維持しなければいけないということが決まっている、と僕はその時に思っております。

それで、もうインボイス方式になるまでの、...消費税が入った時からのいきさつが**6**頁に書いてあるんですけど、

まず、あの、どんどんどん、色々先ほども話がありましたように、軽減措置が、あの、下がっております。  
えっと、(2)に、ええ、簡易課税制度の適用上限を4億円以下としたと。  
先ほどは、5億円以下でしたですね。  
それから、(3)で、ええ、1997年に簡易課税制度の適用上限額を2億円以下にしたということ。

もっと酷いのが、平成16年、...えっと、2004年の平成16年4月1日の、...以降、免税点制度の年間売上高の上限が3000万円から、1000万円に引き下げられるということ。  
また、簡易課税制度の適用上限が5000万円に引き下げられると。  
そういうのが、2004年に起こりました。

えっと、それで、まあ、8%に引き上げとかあるんですけど、  
(7)で、2016年にインボイス制度等の法案化っていうのがありまして、これ、ええ、10%に引き上げると、軽減税率導入と、  
...軽減税率導入と一緒にインボイス制度の施行も、この時に法律で決まってるんですね。  
だから、2016年からもう決まってるんだから、  
もう、2023年に入れるんだったら、もう随分年数が経ってるから、もう、皆さん理解してるでしょう、というのが、あの、当局のお話でしたけど、  
まさしく、この2016年の時に、もっともっと、あの、運動してればよかった、と思うんですけど、  
それが叶いませんで...。  
あの、この時の導入がまた、その導入の切っ掛けになってしまっております。

それです、あの、2019年に軽減税率と消費税10%が導入され、  
ええ、それで、2023年の時に、激変緩和措置っていうのが作られたんですね。  
それは、え、小規模事業者にかか税額控除に関する経過措置ということで、  
えっと、2020、...2016年の時に、付則で納税額の売上、...納税額を売上税額の2割に軽減する措置っていうのが決まったんですけど、  
それが法律として、激変緩和措置として3年間講じられる、というのが決まりました。

えっと、激変緩和措置については、またちょっと後で説明しますが、  
そのあと2026年、...来年の9月30日、えっと、2割特例、80%仕入税額控除が終了します。  
それで、2029年の令和11年9月30日に、50%仕入税額控除が終了します。  
これで、この6年間の経過措置が終了すると、  
2029年10月1日以降の免税事業者からの仕入税額控除は、一切認められなくなる、ということです。

で、よく、あの、消費税のことを、消費者にかかる税金とか、あの、消費者から預かっている税金とかいう風な話が出るんですけど、  
消費税っていうのは売上げにかかる税金だ、ということをここで説明したいと思います。  
え、ここに書いてあるように、「国内において事業者が行った資産の譲渡及び特定仕入れには、この法律により、消費税を課する」という風になっておりまして、  
これは、売上げにかかるということが書かれているんですけど...。

## 消費税法

### (課税の対象)

第4条 1 国内において事業者が行った  
資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。...)及び  
特定仕入れ(事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。...)には、  
この法律により、消費税を課する。

その端的な例はですね、例えば、**2割特例**を見て頂くと、  
えっと、ここに、**(課税売上げ)×10/110×20%** となっておりますけど、  
課税売上げの中に入ってる消費税の額を計算するのに、**10/110**を掛けまして、それに**2割**を掛けると、**2割特例**で納税する額が出て来ます。

また、簡易課税でも、**みなり**、...**みなし仕入税率**っていうのが決まっています、  
**90%のみなし仕入税率**とかいうかたちになると、  
その**みなし仕入税率**を引くようなかたちになっているんですけど、  
逆に返せば、**みなし仕入れ率**を引いた金額を掛ける、  
...つまり、え、卸売業だったら、**90%のみなし仕入税率**なんですけど、  
そうすると、課税売上げに**10/110**を掛けて、**10%**を掛けると、ええ、卸売業の消費税の額が出て来ます。  
このように、小売業とか農業は**20%**。  
そういう風に、直接売上げにかかる税金だというのが、この方式を見ても分かると思います。

それと同時に、あの、消費税の、のうぜ、...**納税額の計算の仕方**も、ここで、あの、ご説明させて頂くと、  
皆さんもよくご存知の通り、**(課税売上げ)×税率－(課税仕入れ)×税率** という風になっています。**(2:53:38)**

で、**(課税仕入れ)**の中にはですね、あの、非課税や免税となる取引及び給与等の支払が含まれてないんですね、...**課税仕入れ**の中には。  
そうすると、**(課税売上げ)×税率－(課税仕入れ)×税率** は、**(課税売上げ)**から**(課税仕入れ)**を引いて、税率を掛けるのと同じですので、  
**(課税売上げ)から(課税仕入れ)を引くというのが、(利益)と(人件費)との合計額になります。**  
で、**(利益)と(人件費)の合計額**っていうのが、**(付加価値)**で、ええ、**マージン**ですね。  
あの、企業が新たに生み出した価値ということになります。  
そうすると、消費税の納税額は、**(付加価値)**に税率を乗じた額となると。  
**EC諸国**がこの種の税を**付加価値税**と呼ぶのは、このように付加価値に応じて納税額が決められるからだということです。

それですね、この付加価値に税率の、...**税率を乗じて計算する方法**は、どういうことになりますかという、  
**消費税は赤字でもかかる**っていうことになります。  
**9頁から10頁**のところですね。  
消費税は、ええ、赤字、...**利益はマイナス**でも、**付加価値はプラス**になるというケースがありますので、  
ええ、消費税はかかります。

ええ、ここで出した例は、**1年間の売上が5500万円**、**外注費が3300円**、...**3300万円**、**人件費が2200万円**とすると、  
**利益は0**ですね。  
...**5500万から5500万**を引きますから。  
ところが、消費税は**200万円**発生します。  
つまり付加価値である**人件費2200万円**の**110分の10**は**200万円**、...これが納税額になりますので、  
**200万円の赤字**になります。<sup>[※注釈3]</sup>

同じように利益が出ている場合でも、消費税がかかって赤字になってしまうというケースも載っています。

-----

#### [※注釈3]

このケースは、利益が**0**であっても消費税が人件費にかかり、それによって赤字になるというケースです。

-----

要は、利益とは無関係に消費税は発生して、...します。

そこが、所得税などの担税力に着目している税とは大きな違いがあるということです。

そういうかたちで、あの、税、...納税額を計算するものですから、

よく、あの、免税点制度をやって、免税事業者は消費税を預かっているのに何で払わないんだ、っていう声がありますけど

、  
この計算方法で行くと、払えない、

...事業者が払う税金ですので払えないということが、まあ、分かると思います。(2:56:16)

で、預かっているのに払う、...払えるだろうという人の、...本当に預かっているのかっていうのが、ここで、次の11頁に、あの、書いてあります。

あの、政府の出している「消費税の仕組み」、...「税の負担者と納税者」の欄には、

-----

《消費税は商品・製品の販売や、サービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、...》

消費者が負担した...事業者が...

《消費者が負担し事業者が納付します》

-----

とされています。[※注釈4]

-----

#### [※注釈4]

この「消費税の仕組み」というのは、国税庁が発行しているパンフレット『暮らしの税情報』(令和7年度版)の一部です。

-----

でも、これは、あの、間違った説明だということが、もう、判明してるんですね。

あの、②のとこに、或る消費税グループ(消費者グループ)が、消費税は、事業者が消費者から預かった税金なのだから、それを国に納めるのは当たり前で、

免税事業者や簡易課税事業者がいるのはおかしい、...まして滞納するのはもってのほか、ということで、

国(消費税法が成立した1988年12月24日当時の首相だった個人としての竹下登氏と、当時の国の代表者としての長谷川法務大臣)を相手取って、あの、訴えたんですね、

...国(東京地裁)に訴えた。

そして国の答えは、

「消費税、...消費者が事業者に対して支払う消費税分は、飽くまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、

事業者が当該消費税分につき過不足無く国庫に納付する義務を、消費者とか、...消費者との関係で負うものではない」

ということです。[※注釈5]

-----

#### [※注釈5]

この裁判というのは、東京地裁平成2年3月26日判決 (平成元年(ワ)第5194号)であり、

より詳細には、その前後は次のような記述となっています。

-----

理由

## 一 消費税の内容

### 2 消費税における納税義務者(請求原因1(二))

税制改革法一一一条一項は、「事業者は、消費に広く薄く負担を求めるとい消費税の性格にかんがみ、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする」と抽象的に規定しているに過ぎず、

消費税法及び税制改革法には、消費者が納税義務者であることはおろか、事業者が消費者から徴収すべき具体的な税額、消費者から徴収しなかったことに対する事業者への制裁等についても全く定められていないから、

消費税法等が事業者に徴収義務を、消費者に納税義務を課したものとはいえない。

「消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう努める」と規定されていた税制改革法律案が右条項のような表現に修正されたけれども、

修正後の消費税法の内容からして、右修正に、消費税の消費者への円滑な転嫁の必要性をより明らかにする趣旨で行われたということ以上の意味を見出すことは到底困難である。

また、消費税法附則三〇条は、消費税の転嫁に関し、一定の共同行為(カルテル)について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外を認めているが、

右は、事業者の消費税転嫁が行いやすい環境を作っているものに過ぎず、

消費税の円滑な転嫁を促進する趣旨のものであって、

それ以上に消費者を納税者とする趣旨に出たものとは到底解されない。

原告の主張する、消費税に関する国税庁長官通達や、政府広報の説明内容は、消費税施行に伴う会計や税額計算について触れたものであって、

法律上の権利義務を定めるものではない。

そこで述べられていることは、

取引の各段階において納税義務者である事業者に対して課税がなされるが、最終的な負担を消費者に転嫁する

という消費税の考え方と矛盾するものではなく、消費者が納税義務者であることの根拠とはなり得ない。

以上のおりであるから、

消費者は、消費税の実質的負担者ではあるが、

消費税の納税義務者であるとは到底いえない。

## 二 消費税の問題点

### 1 消費者に対する過剰転嫁の危険性及び事業者間の不公平(請求原因2(一))について

#### (一)仕入れ税額控除制度

(1)先に述べたように、消費税の納税義務者が消費者、徴収義務者が事業者であるとは解されない。

したがって、消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、

事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者に対する関係で負うものではない。

もともと、消費税の**実質的負担者**が消費者であることは争いのないところであるから、  
右義務がないとしても、消費税分として得た金員は、原則として国庫にすべて納付されることが望ましいことは否定できない。

-----  
ちなみに、消費税の納税義務者が事業者であり、消費者は消費税の実質的な負担者に過ぎないことを示した裁判例として、  
上記東京地裁判例以外に、[大阪地裁平成2年11月26日判決\(平成元年\(ワ\)第5180号\)](#)が著名なようです。

-----  
「事業者は納税義務者であるが、徴収義務者ではない。  
そして、消費税相当分は飽くまで物やサービスの対価の一部に過ぎない。  
事業者と消費者の間には、税を取る・取られるという関係はなく、  
消費者は一度も消費税を事業者に払ったことや、預けたことはない。  
反対に、事業者は預かったこともない」という判例が出ております。<sup>[※注釈6]</sup>

#### [※注釈6]

-----  
ここでは、菊池先生のほうで「判例が出ております」とされていますが、別に裁判例があるというわけではなく、  
菊池先生の解釈によると、上記東京地裁判決の「」内の引用部分の実質的な意味というのが、こういった「」内のようになるということのようです。

-----  
12頁に行きまして、  
この、国が訴えられたものですから、

くに、...国はどういう反論をしたかというのが、ここに書いてあります。

この、納税者、...あの、消費者グループが国を訴えた時に、...あの、国が訴えた文書、...、  
これが、その、四角の中にあります。

-----  
《なお、政府広報に「消費税って何でしょう」には、確かに原告ら主張のとおり、  
所得税或いは法人税の計算上、税抜きで処理する場合には税額分は預かり金とし、  
課税仕入れに含まれる税額については仕入れ税額控除対象額は仮払金とすること等の記載があるけれど...も、  
これは飽くまでも、消費税相当額を企業会計上どのように取り扱うかという会計技術に関する説明であり、  
消費税の納税義務者の問題とは無関係である》

-----  
ということを国が言ってるんですね。(2:59:14)

あの、国が、消費税は預かってないよ、ということを証明する文章を出しているというのが、ここに書いてあります。

それと同時に、財務省の見解が令和5年(2023年)に出ました。

金子財務大臣は、...大臣政務官(1978-)は、令和5年の2月10日の答弁で、

-----  
《財務省は、誤解されるような答弁をしてきたと思うが、  
消費税は預かり金的な性格の税であり、預かり税ではないというのが、財務省の見解だ。  
預かり金ではないという認識で結構だ》

-----  
と述べています。<sup>[※注釈7]</sup>

先ほども国会でそういうお話があったというのがありましたよね。

### [※注釈7]

令和5年2月10日のこの衆議院内閣委員会での金子財務大臣政務官の答弁といいますのは、たがや亮委員(1968-)の  
質疑に対するものですが、  
上記部分の前後のやり取りについて、国会会議録検索システムによりますと、正確には次の通りあります。  
衆議院インターネット審議中継には、映像もあります。

-----  
**339** 大西英男

《次に、たがや亮君。》

**340** たがや亮

《れいわ新選組で比較的波穏やかな、たがや亮と申します。よろしくお願ひします。

本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。理事の皆様へ御礼申し上げます。

さて、今日は、日本経済のV字回帰に資する質疑をさせていただきたいと思ひます。

日本は、二十五年以上のデフレに加えて、コロナ禍、戦争、円安、エネルギー、物価高の四重苦で、生活困窮者が更に  
続出してあります。

事業者の九九%を占める中小企業や家計を温め、個人消費を高めるための施策が急務と考えます。

その観点において、現在は、輸入物価高、エネルギー高騰によるコストプッシュインフレであり、  
景気回復によるものではないインフレで、実質デフレ下であり、  
消費税は事業者、消費者にとっての足かせになっていると思ひます。

そして、消費税の性質、本質について、政治家を始め事業者、国民の多くが認識を間違っているのではないかと考えております。

そこで、まずこちらのパネルを御覧ください。

一般社団法人日本中小企業経営審議会という団体がありまして、昨年十二月から今年一月にかけて行った税に関する緊急アンケートで、

千八十一社からの回答によると、景気回復のための消費税についてどう思うかという問いに対して、

廃止すべき、四〇%、

五%程度に引き下げるべき、三二%、

現状で構わない、二五%、

増税すべき、三%。

廃止又は引下げが七二%で、引上げ容認は僅か三%です。

これが事業者の生の声ですが、大臣、このアンケート結果についての所見をお伺いします。》

### 341 後藤茂之

《先般公表されました十二月の消費者物価の上昇率は総合、コアとも前年比で四%となりまして、

国内企業物価の方は前年比で九・五%となるなど、今般の物価高は消費者の暮らし、そして中小事業者の経営に大きな影響を与えているというふうに考えています。

中でも、中小企業につきましては、物価高による仕入れコストの上昇等、大変厳しい状況に直面していると認識しております。

こうした中、政府においては、これまで、ガソリン等の価格高騰対策や、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対する支援等、きめ細かな対策を重層的に講じてきております。

さらに、総合経済対策、補正予算に盛り込んだ電気、都市ガス料金の負担緩和策が、今月請求分、一月使用分から開始されまして、

本年九月までに、標準的な世帯で約四万五千円負担が軽減される等、対策を強化しています。

また、中小企業対策等につきましては、引き続き資金繰り支援に万全を期すため、コロナ借換え保証制度の運用、パートナーシップ構築宣言の更なる宣言拡大、親事業者等の交渉……(たがや委員「手短にお願いします」と呼ぶ)はい。一覧にして初めて公表するなど、様々な対策をいたしております。

これらの対策を推進することで、中小企業を含めて、日本経済全体の再生につなげてまいりたいと思います。

なお、消費税については、社会保障制度を支える重要な財源であるために、政府としては減税を考えておりません。》

### 342 たがや亮

《大臣、手短な答弁ありがとうございます。》

大臣、やはり中小企業にとって消費税というのは重税感が強い税ですし、

要するに、事業者は赤字でも消費税を払わなきゃいけない。

法人税だったら利益のみに課税をされるんですけども、消費税は利益に加えて人件費にまで課税されるというのが実態です。

それゆえ滞納も多く、税の滞納分の約五割を占めるのが消費税。

制度自体がもう破綻しているんじゃないか、そのように言わざるを得ません。

この状況を鑑みれば、消費税自体、日本人になじまない税なんじゃないかとすら思ってしまう。

大臣の認識を是非改めていただき、消費税の廃止、少なくとも減税を検討していただければと思います。

ありがとうございます。大臣、お忙しいでしょうから、これで大丈夫です。

そこで、財務政務官に消費税の本質についてお伺いをいたします。

直接税と間接税の定義を端的にお聞かせください。

そして、消費税は直接税、間接税のどちらに分類されるのでしょうか。》

### 343 金子俊平

《ありがとうございます。

まず、一般的に、直接税とは、納税義務者と税を負担する者が一致することを予定している税でございます。

一方で、間接税とは、税負担の転嫁が行われて、納税義務者と税を負担する者が一致しない予定をされている税のこととされております。

その上で、消費税はどちらに当たるかという御質問でございましたけれども、

消費税に関しては、価格への転嫁を通じて最終的には消費者が負担することを予定しているものでありまして、事業者が売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除して納税するという仕組みであるため、間接税に該当すると考えられております。》

### 344 たがや亮

《ありがとうございます。

消費税は間接税なんですか、本当に。

パネル二を御覧ください。向かって左側が消費税法の条文です。

右側の方がその他の間接税の条文になりますけれども、黄色い部分、ちょっと読ませていただきます。

消費税法の条文において、事業者は消費税を納める義務がある、そして、右側の方、入湯税、ゴルフ場利用税、印紙税、これらは、消費者が納めるものと記載されています。

ということは、要するに、大事なことは、これは納税の主体はどこにあるかということなんです。

この条文を見る限りは、消費税は事業者が納めるものとありますから、直接税なんじゃないですか。違いますか。

政務官のおっしゃる間接税というのは、認識に間違いがないですかね。

こういう認識が多くの国民に誤解を与えているのではないかと思います。

次のパネル、パネル三ですけれども、こちらは平成二年、まあ、よく世間では消費税は間接税だから預かり税だと言われたりしますが、

この平成二年の東京地裁の、当時の大蔵省の主張ですね。

黄色い部分を読ませていただきますが、これは何の裁判かということ、民間が国を相手取って、仕入れ税額控除はおかしい、消費税を全額納めない事業者はピンはね、横取りだろうなどと訴えた裁判です。

その判決がもう出ていますけれども、こちらには、事業者が取引の相手方から收受する、受け取る消費税相当額は、あくまでも当該取引において提供する物品や役務の対価の一部である、事業者が取引の相手方から收受した消費税相当額の一部が手元に残ることになっても、税額の一部を横取りすることにはならないとあります。

要するにピンはねではない、すなわち、益税、預かり税ではないと言っています。

また、消費税は売上金の一部であり、預り金ではないということになります。

そこで、政務官にお伺いします。

消費税は、旧大蔵省が主張したとおり、預かり税じゃないですか。それでよろしいですか。》

**345 金子俊平**

《ありがとうございます。

多くの皆様方に誤解を与える答弁を過去ずっとさせていただいているのかもしれませんが、預り金的な性格でありまして、預かり税ではありませんというような答弁を過去ずっと財務省はさせていただいております。》

**346 たがや亮**

《じゃ、預かり税でないということによろしいですね。よろしいですか。》

**347 金子俊平**

《その認識で結構でございます。》

**348 たがや亮**

《じゃ、預かり税じゃないということで私の見解と一致しておりますので、要するに益税でないということですね。そういうことですね、益税には当たらないと。

この辺は、後ほどの質問のインボイス、これのたてつけ、要するに、なぜインボイスが導入されるのかという根幹にも関わってきますので、大事なことなんですけれども。

それでは、インボイスに関して質問させていただきます。……》

じゃ、国が「消費税は預かり金で間接税だ」と言っているのが正しいのか？、っていうので、直接税か間接税かっていうのを、…消費税見ていきますと、直接税というのは、税を負担する者と税を納める者が同じ税金、間接税っていうのは、税を負担する者と税を納める人が違う税金ということで…すけど、今見てきたように、税を納める人と税を負担する人が同じ税金なものですから、「消費税は直接税だ」ということが言えます。

もう一つ国が言っているのは、<sup>[※注釈8]</sup>

転嫁が出来れば間接税、転嫁が出来なければ直接税というのも言ってるんですけど…。

え、だから、酒税とか、たばこ税は間接税で、消費税も転嫁が出来るから、直接税、…ああ、間接税と言ってるんですけど

、  
あの、ここに、あの、**13**頁に消費税は預かり金ではなく、価格の一部であり、事業者の商品販売や役務の提供に課税されるため、

利益確保のために消費税相当分を商品代金やサービスの対価に含めようとするが、一般の取引の実態と価格は、需要供給・力関係で決まるため、対価に含まれない場合が多いと。

つまり、酒税やたばこ税は予定通り転嫁が行われているから、間接税に区分されてもよいが、

消費税は予定通り転嫁がおこなわれ、…行われていないので、間接税に区分できない。

それはもう、消費税の滞納が多いの、…ことを見ても、あの、転嫁されてないのが分かるでしょうということで、

これを見ても、消費税は間接税ではなく直接税だ、ということが証明されたと思います。

-----

**[※注釈8]**

※注釈1中の金子財務政務官による答弁**343**を参照して下さい。

-----

14頁に行って、どうして間接税にしたいのか？、...あの、預かり金にしたいのか？、というのが、あの、この消費税が出来た時の起源に遡ると分かると思います。

えっと、消費税の、...が始まった背景というところで、(1)に、輸出補助金の禁止から生まれた消費税というのがあります。

かつてフランスの政府は、輸出企業を、補助金を出すことで保護していました。

しかし、これを1948年1月に締結されたGATTでは厳しく禁じたため、<sup>[※注釈9]</sup>

フランスも補助金の支給を停止せざるを得なくなりました。

-----

### [※注釈9]

GATTに含まれる補助金及び相殺措置に関する協定の第1条～第3条は、確かに次の通り規定しており、輸出補助金を禁止しています。

同協定第1条1.1(a)(1)(ii)の(注)の下線部というのは、消費税の輸出還付金が輸出補助金に当たらないことの根拠となるはずです。

(原英文を確認しますと、この(注)にも法的効力があるようです。)

-----

補助金及び相殺措置に関する協定

-----

## 第一部 一般規定

### 第一条 補助金の定義

1.1 この協定の適用上、次の(a)の(1)又は(2)のいずれか及び(b)の条件が満たされる場合には、補助金は、存在するものとみなす。

(a)(1) 加盟国の領域における政府又は公的機関(この協定において「政府」という。)が資金面で貢献していること。すなわち、

(i) 政府が資金の直接的な移転を伴う措置(例えば、贈与、貸付け及び出資)、資金の直接的な移転の可能性を伴う措置又は債務を伴う措置(例えば、債務保証)をとること。

(ii) 政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと(例えば、税額控除等の財政による奨励)。(注)

注：千九百九十四年のガット第十六条(第十六条の注釈及び補足規定)及びこの協定の附属書1から附属書3までの規定に基づき、

いずれかの輸出産品が、国内消費に向けられる同種の産品に課される関税若しくは内国税を免除されること又はこれらの関税若しくは内国税が課されたときにその額を超えない額だけ払戻しを受けることは、補助金とはみなさない。

(iii) 政府が一般的な社会資本以外の物品若しくは役務を提供し又は物品を購入すること。

(iv) 政府が資金調達機関に支払を行うこと、

又は政府が民間団体に対し、通常政府に属する任務であって(i)から(iii)までに規定するものの一若しくは二以上を遂行すること

若しくは政府が通常とる措置と実質上異ならないものをとることを委託し若しくは指示すること。

(a)(2) 千九百九十四年のガット第十六条に規定する何らかの形式による所得又は価格の支持があること。

(b) (a)の(1)又は(2)の措置によって利益がもたらされること。

1.2 1.1に規定する補助金は、次条の規定に基づいて特定性を有する場合に限り、第二部の規定又は第三部若しくは第五部の規定の適用を受ける。

## 第二条 特定性

**2.1 1.1**に規定する補助金が当該補助金を交付する当局(この協定において「交付当局」という。)の管轄の下にある一の企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団(この協定において「特定企業」という。)について特定性を有するか有しないかを決定するため、次の原則を適用する。

(a) 交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付の対象を明示的に特定企業に限定している場合には、当該補助金は、特定性を有するものとする。

(b) 交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付を受ける資格及び補助金の額を規律する客観的な基準又は条件(注)を定めている場合には、特定性は、存在しないものとする。

ただし、当該資格が自動的に付与されるものであり、かつ、当該基準及び条件が厳格に遵守されていることを条件とする。

当該基準又は条件については、確認することができるように、法令その他の公文書に明確に定めなければならない。

注: この(b)に規定する「客観的な基準又は条件」とは、

中立的であり、特定企業を他のものよりも有利に扱うものではなく、

本質的に経済に係るものであり、

かつ、一様に適用される基準又は条件(例えば、被用者の数又は企業の規模)をいう。

(c) (a)及び(b)に定める原則の適用の結果として特定性が存在しないと認められるにもかかわらず、補助金が実際には特定性を有するものである可能性があると思ふに足りる理由がある場合には、他の要因を考慮することができる。

この要因とは、限定された数の特定企業による補助金制度の利用、特定企業による補助金制度の支配的な利用、特定企業に対する均衡を失した多額の補助金の交付及び補助金の交付を決定するに当たって交付当局が裁量的な方法をとっていること(注)をいう。

この(c)の規定の適用に当たっては、交付当局の管轄の下にある経済活動の多様性の程度及び補助金制度を運用している期間の長さを考慮する。

注: この点に関し、特に、補助金の申請が拒否され又は承認される頻度及びそのような決定の理由に関する情報を考慮する。

**2.2** 交付当局の管轄の下にある地理的に指定された地域内にある特定企業のみには交付される補助金は、特定性を有するものとする。

この協定の適用上、権限を有するすべての段階の政府が行う一般的に適用される税率の決定又は変更は、特定性を有する補助金とはみなさないと了解する。

**2.3** 次条の規定に該当する補助金は、特定性を有するものとみなす。

**2.4** この条に規定する特定性については、実証的な証拠に基づく明確な裏付けによって決定する。

## 第二部 禁止される補助金

### 第三条 禁止

**3.1** 農業に関する協定に定める場合を除くほか、第一条に規定する補助金のうち次のものについては、禁止する。

(a) 法令上又は事実上(注1)、輸出が行われることに基づいて(唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。)交付される補助金(附属書1に掲げるものを含む(注2)。)

注1: 補助金の交付が法的には輸出が行われることに基づいたものではない場合においても、

当該補助金の交付が実際の又は予想される輸出又は輸出収入と事実上結び付いていることが事実によって立証されるときは、

この基準は、満たされるものとする。

輸出を行う企業に補助金を交付するという単なる事実のみを理由として、この3.1に規定する輸出補助金とみなされることはない。

注2: 輸出補助金には当たらないものとして附属書1に規定する措置は、この条の規定又はこの協定の他のいかなる規定によっても禁止されない。

(b) 輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて(唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。)交付される補助金

3.2 加盟国は、3.1に規定する補助金を交付し又は維持してはならない。

### 附属書1 輸出補助金の例示表

(a) 政府が、企業又は産業に対し、輸出が行われることに基づいて直接補助金を交付すること。

.....

-----  
そこで、フランスが盲点を突くかたちで考えたのが、  
本来直接税である付加価値税を間接税に仕立て、  
税を転嫁できないことが明らかな輸出品は、0%税率で税金を預かっていないとして、  
仕入段階でかかったとされる税金は後で国が戻す。  
この還付金を事実上の補助金とする方法です。

間接税とした理由は、GATTの協定の中で、例外的に補助金或いは課税免除を認めている項目が間接税で、  
間接税を導入していれば、調整として還付金を政府から特定企業に渡すことが許されるからです、<sup>[※注釈10]</sup>  
そういう意味で間接税としたがっているということです。

-----

#### [※注釈10]

ここで「間接税」とされているのは、※注釈9に示した補助金及び相殺措置に関する協定第1条1.1(a)(1)(ii)の(注)にある「内国税」のことはずです。

-----

それ、...それですね、どうしてアメリカが、あの、消費税を入れてないかっていうのが、このあとに書いてあります。  
アメリカでは認識(?)で、消費税の採用を見送り続けているんですね。  
それでは、それはどうしてか?  
消費税に組み込まれた輸出企業に対する還付金があるというのが一番大きな理由です。

ええ、消費税の大原則として、課税するのをしよう、...消費した土地でなくてはいけないという仕向地原則が存在します。  
そして、輸出企業は、価格に転嫁できない唯一の例外として取り扱われ、仕入れにかかった税金は還付してもらえる。  
すなわち、(輸出課税売上げ)×(0%)で、0、  
(課税仕入れ)×10/110で、課税仕入れにかかった還付金が出ます。  
そうすると、それが、あの、仕入税額控除で戻されているわけです。

このように消費税については、国際、...国境調整として、輸入品には課税、輸出品には還付金っていうのは当然の認識  
になっています。

アメリカで、政治家やメディアが消費税について語るときは、  
誰もが、「消費税?、ああ、輸出企業へのリポートのある税金ね」というぐらい本質的な、...本質的に不公平な税制だと認  
知されており、  
「消費税導入をしたって、結局は関税の引上げ競争になってしまうだけだからナンセンス」という意見にもつながっていま

す。

②のところに、アメリカの、...は、消費税の本質を見抜いている、っていうのが書いてありますけど、**1969年の12月1日**で、企業課税特別委員会から出された報告書には、

-----  
《政府の**増収を見込むのであれば、法人税や所得税の引上げが有効で、その代替に付加価値税は**なり得ない****》

-----  
というのが書かれています。

この内容はちょっと読まして頂きます。

この、**かぜ**、...**15**頁のところですよ。

-----  
《この税は、勿論、輸出にリベートが渡され、輸入に課税されるものである。

付加価値税は消費者に転嫁されると思われており、

生産・卸・消費の過程でも、転嫁されていくものだろう、と一般的には考えられている。

しかし、転嫁は過程の何れの段階でも、適宜行われていないし、

如何なる場合においても、例えば、税額の本体価格と別々に表示されていても、転嫁はされていない。

付加価値税は普遍的の、...で、原価の要素の中でも識別できるものであり、

だからこそ、請求された価格に反映されているはずだ、と思われている。

しかし、或る製品については、需要と供給の価格弾力性に依存している中では、その代替が存在する中では、

競争原理が働いて、最も不変的な原価でさえ変化するし、

その変化部分は、生産者が、ぜいま、...**税前価格の一部を引き下げる**ことによって価格の一部を吸収されてしまう》と。

-----  
これが、『アメリカは日本の消費税を許さない』、っていうのに書いてあることなんですけど...

ま、くどくなりますけど、アメリカは消費税を入れてない、

その理由は、ここに書かれた通り。

もう一つ、あの、同じような文章なんですけど、また読ませて頂きますけど、

-----  
《自由競争の中では、需要と供給のバランスなどにより、生産者はどうしても消費者に値切られる。

このような、生産者が、...生産者が値段を安くせざるを得ない経済状況下で、消費者が消費税を払っているとしても、

つまり、安くなった本体価格に消費税を上乗せしても、...支払っても、生産者にしてみれば、値切られた本体価格の穴埋めにしかなってならず、

価格の一部になってしまうだろう。

そんな生産者に、「あなたは消費者から消費税を預かっているはずだから、消費税を払え」と国が命令し、

実際、払わせたとしても、

それは、本当に、消費者が負担するはずの消費税となるのかどうか。

**実質的には、値切られた生産者は、身を削って納税しているだけなので、**

預かった消費税の納税ではなく、生産者に課せられた負担であり、事業税ではないか、というのがアメリカの考えである。

消費税は**価格に埋もれてしまう**、**価格である**、というアメリカの認識は、

生産者が負担する**事業税と同じなのだから、間接税ではなく、直接税ということになる。**

すると、実質的には消費者からの徴税になり得ないので、消費税を導入する意味はない。

法人税で既に徴収されているのだから、それでよいではないか》

-----  
というのが指摘されています。

これが、アメリカの消費税を入れない大きな理由です。<sup>[※注釈11]</sup>

-----  
**[※注釈11]**

菊池先生は、[岩本沙弓](#) 著『アメリカは日本の消費税を許さない』から、**2**か所引用されていますが、先に引用されたものは、米国の企業課税特別委員会から出された報告書中の記述で、後に引用されたものは、岩本氏による、その報告書中の記述内容についての論評です。原著でのそれら**2**か所の引用部分を含む節の記述は次の通りとなっています。

-----  
**《【消費者は付加価値税・消費税を払っていないという実態】**

**1969年12月1日**付で企業課税特別委員会から出された報告書には、**15**人の委員のうち賛成が先のスミス氏を含む**2**人、反対が**13**人であったため付加価値税の採用は同委員会では不要との結論にいたったこと、そしてその具体的な理由がレターサイズ(日本で言うところの**A4判変形**)の用紙**22**枚にびっしりとタイプされている。結論として、政府の税収増を見込むのであれば、法人税や所得税の引き上げが有効で、その代替に付加価値税は成りえない、という内容になっている。

我が国でも消費税を導入して以来過去**20**年、歳入増には結びついていない。<sup>(1)</sup>

純粋な税収増には付加価値税・消費税は繋がらないということを**40**年以上も前から米国が指摘していたのは興味深い。最終結論として提出された報告書には次のようなくだりがある。

-----  
この税はもちろん輸出にリベート(還付金)が渡され、輸入に課税がされるものである。付加価値税は消費者に転嫁されると思われており、(生産→卸→消費の過程でも)転嫁されていくものだろうと一般的には考えられている。しかし、転嫁は過程のいずれの段階でも適宜行われていないし、いかなる場合においても、たとえ税額が本体価格と別々に表示されていても、転嫁はされていない。付加価値税は普遍的で原価の要素の中でも識別できるものであり、だからこそ請求された価格に反映されているはずと思われている。しかし、ある製品について需要と供給の価格弾力性に依存している中では、その代替が存在する中では、競争原理が働いて、最も普遍的な(付加価値税を含む)原価でさえ変化するし、(その変化分は)生産者が税前価格を引き下げることによって価格の一部に吸収されてしまう(\*21)

-----  
**\*21** First Report to the President by the Task Force on Business Taxation, The Value-Added Tax, December 1, 1969  
-----

つまり第二章で触れた付加価値税は価格に埋もれてしまう特性を米国は問題としているのである。流通の工程を非常に単純化してここでは生産者と最終消費者しかいないとする。自由競争の中において、生産者は元々の製品価格の引き下げを余儀なくさせられた場合、消費者は消費税を払っているとしても、つまり安くなった本体価格に消費税を上乗せして支払っても、それは生産者としてみれば単に値切られた価格の穴埋めにしかなりえず、価格の一部になってしまう。生産者が価格の穴埋めをようやくしたところで、最終消費者から預かったとする消費税を生産者から納税させても、それが果たして消費税であるのか。

結局は本体価格から身を削って納税しているだけで、消費者ではなく事業者に負担がいくことになる。  
であればこれは消費税ではなく事業税ではないか、という認識となっているのだ。  
先に紹介した東京と大阪の判例もこのいかなる場合においても、消費税・付加価値税の転嫁はされていないとの認識を踏まえた上で、ということであろう。

もっと単純に言うと、例えば値切ってナンボというのが関西の一部では立派な文化となっているが、  
**100円のモノを90円に値切ったところに、つまり値切る側にも値切られる側にも消費税の概念が入りこむ余地はあるのか、**ということである。  
値切られた業者は**90円**から税金を払うだけである。

いくら消費者から徴収するといっても、実態として消費者からの徴収にはなりえない。  
消費者が払っているのは税ではなく価格の一部である。  
であるなら、消費税として導入する意味がないとする米国の論理展開は極めて合理的である。  
そこで、純粋に税収不足を補うのであれば法人税や所得税を引き上げるべきというのが米国の結論なのである。》

**(1)** こちらは、**Kindle**版から引用したのですが、  
この**Kikdle**版の底本は、**2014年1月20日**刊行の文春新書です。

それで先ず、この間のトランプの騒ぎも、あの、消費税は**非関税障壁**になっているということが言われましたけど、  
えっと、次の頁に、アメリカでは、あの、アメリカは**2.5%**の関税をかけてて、日本は関税をかけてないんだから、  
何でアメリカが怒るのか分からない、っていうような話があったんですけど...

この、これに、...アメリカは消費税を導入してないので、  
日本の**100万円**の車をアメリカに売ったら、  
**100万円と2.5%**の関税で、**102万5千円**になります。  
アメリカで**100万円**の車を日本に輸入したら、日本の消費税が入りますので、**110万円**になります。  
それと同時に、先ほどお話ししましたように、仕入税額控除で、あの、還付金が輸出企業にありますので、  
原価が**80万円**ぐらいになってるんですね、...あの、還付金によって。

そうすると、日本の車が、ああ、どうしてアメリカで売れて、アメリカの車が日本でどうして売れないのか？、っていうのが、  
この、消費税が**非関税障壁**になってるっていうことが大きな理由だ、という風に思います。  
まあ、アメリカの車が悪い、っていう人もいますけど、  
あの、大きな理由は、僕は、インボイスのせい、...インボイスじゃなくて、消費税のせいだと思っています。

それでここで、結論なんですけど、  
消費税は、その、**赤字企業から税金を取って、輸出企業に補助金を出すために作られた制度だ**ということ。  
また、これで、...よって、格差が広がって、**中小零細企業が潰れて、大企業だけになってしまう**、ということになります。  
それを防ぐために**免税点制度**っていうのが作られてたんですけど、  
これも、**免税点制度**がなくなってしまうのが、**インボイス制度**。  
この**16**頁から始まるインボイス制度なんですね。

インボイス制度をひと言で説明しますと、  
**免税事業者と取引すると、消費税が増えるよ**、という税金です。  
つまりですね、**17**頁に、

《インボイス制度が導入されると下請側と元請側のどちらかの消費税の納付額が増加することになる。  
下請側が登録すれば、課税事業者となり、消費税を納めることになる。》

登録しなければ、元請側の納付する消費税額がその分増加する。  
インボイス登録は強制ではないので、どちらが負担してくれても構わない。  
国はどちらでもいい》

-----  
という風に書いてありますけど...

この四角の中で、ちょっと説明させていただきますけど...

-----  
《元請：出版社，こ，...工務店，スーパーなどが取引先である事業者からインボイスをもらえないと、仕入税額控除が出来ない，税負担が増加する。

負担を避けるために，報酬を減らす又は取引をやめるということになります。

下請業者：ライター，職人，農家など，インボイスを発行できないと，クライアントから仕事を受けたり，生産物を卸したりできなくなる。

こうした小規模事業者・個人事業者の多くは，免税事業者ということで，インボイスを登録すれば，税負担が増えます。

登録しなければ，報酬の引上げや取引の停止になります。》

で，《個人商店では，インボイスを理解していない人が多い》と。

え，《知らないうちに客が減ってしまう可能性がある》って，

-----  
ここに書いたんですけど，...

一般消費者を相手に取引している人は，インボイスは要らないだろう，ということで，インボイスは，あの，...免税事業者のままではいられないかという風に思っている人もいますけど，インボイスが必要な人は，その免税事業者の店で買わなくなる可能性があるんですね。で，インボイスのある店で買うようになったり，インボイスのある店で利用するようになって，何となく，あの，お客さんが減ってきたな，と思ったら，それは，インボイスの，あの，だから，理由だったということもあります。

まあ，あの，インボイスを入れる理由は，あの，けいげんぜ，...複数税率が導入されて正確な消費税計算が...，という名目で導入されたけど，

いんぼ，...現行の複数税率の下でも，3年以上適正な消費税の申告が守られているんで，インボイス制度を導入の理由は破綻している，というのは，まあ，もう，あの，言わずもがなの話なんで，...

その次の頁に，ええ，税の三原則から見たインボイス制度というのがあります。

もし公平，...公平・中立・簡素というのが税の三原則なんですけど，

公平じゃないっていうのは，消費税そのものが公平じゃない，っていうのは，今，説明しましたので，

インボイスが一番問題なのは，中立というところだと思います。

すなわち，税制が個人や企業の経済活動を，...における個人の選択を歪めない，というのがあるんですけど，この，インボイスによって，どこの企業を選ぶとか，そういうのを，インボイス登録してあるかどうかで決まってしまうんだったら，

中立というのは，全く歪められてしまっていると思います。

また，簡素という面でも，非常に，あの，インボイスの...負担が多くて，...事務負担が多くて，

全ての事業者に，付加価値の伴わない事務負担が月10時間以上増え，保存義務も大きな負担になることを考えると，インボイス制度は，税の三原則に全くあてはまらず，本当に国民のためにならない税金だ，と思うということです。

えっと，その次の頁にですね，

転嫁が出来ていてもはらわな、...この、よく言われるインボイスのことでよく言われるんですけど、  
転嫁が出来ていても何で払わないんだ？、って言うんですけど、  
転嫁が出来、...出来なくて払えないんだ、というのがここに書いてあります。

えっと、19頁のところに、

-----  
《多くの事業者が、価格に消費税も転嫁できずに、身を削って納税しているのは、  
実態調査で5%の人しか、価格に上乗せできていない、というのを見ても確認できる。

インボイス制度は、免税事業者が転嫁できない、課税事業者は転嫁できる、という建前になっていて、  
このことを国民に植え付けるために、政府の採った行動は、...》

次の頁にある、

《あの、インボイスを登録した人は、あの、10%の値上げを申し出たら、  
下請業法(下請法)で、あの、「値上げしない」って言った業者は、いはんに、...違反になる恐れがある》

-----  
っていうのは、ここに書いてあるんですね。(3:14:50)

あともう一つは、この、元請業者のほうに呼び掛けてるんですけど、  
下請業者がインボイスに登録したら、多分、「値上げして欲しい」と思ってるだろうから、  
あの、元請業者のほうから、「『値上げしたいんですか?』という風に聞いてやってくれ」っていうのがここに書いてありま  
す。

つまり、「10%を、あの、値上げしないとやってけないんじゃないですか?」っていう風な気持ちで、あの、交渉してくれっ  
ていうのが、ここに書いてある。

つまり、インボイス登録した人って、どうして登録したかっていうと、切り捨てられちゃうから登録したっていうことで、登録  
してるんですね。

ところが、あの、政府は、転嫁が出来る税金であるって示したいものだから、  
インボイスの登録したら、10%価格が上がる、だから、登録したんだよ、  
だから、もう、価格は上げてもらう交渉しないとイケないよ、又は、(交渉)されたら上げてあげないといけないってような  
ことを言ってるわけです。

だけど、そんなことはまったく違う、っていうことは、皆さん、ご承知の通りです。<sup>[※注釈12]</sup>

-----  
**[※注釈12]**

この段落の意味は、概ね次のようなものと思えます。

-----  
《下請業者がインボイス登録する動機というのは、元請業者から切り捨てられるのを免れるためである。  
政府は、インボイス制度の建て付けからして、下請業者は、そのインボイス登録により、消費税分の価格転嫁が可能に  
なるはずであるというが、  
実態は先述の通りであり、ほとんどの下請業者は価格転嫁できていないのである。》

-----  
そして、...公正取引委員会があるから大丈夫じゃないかっていう人もいますが、  
公正取引委員会は、あの、右の頁にあるんですけど、  
あの、インボイス制度が入った時に、独占禁止法の問題になる行為として、6つ挙げてるんですけど、  
取引対価の引下げとか、取引の停止っていうのが、独占禁止法(の問題-)になるよ、ということも挙げているんですけど、  
ここに、あの、取引(対価)の引下げのところで、

-----  
《取引上優越した地位にある事業者が、免税事業者との取引において、仕入税額控除が出来ないことを理由に、取引価格の引下げを要請し、  
再交渉において、双方納得の上で、取引価格を、...設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法の問題になることはありません》

-----  
ということで、**2%**の値引きだったら**OK**ですよ、ということを書いてあります。

つまり、あの、**2%**の値引きを許容するかたちですよ。

あの、これを書いてある文章は。

そうすると、来年(2026年)の**10月1日**から**5%**の値引きを強要して、

さらい、...**2029年**の**10月1日**から、**10%**のねびき、ねび、...値引きでもいいよ、ということが、公正取引委員会が、もう、ここで、...書いてしまってるわけですね。

あの、まあ、ホントに公正取引委員会は機能してないというのは、取引の停止とかは、中々、あの、下請けのほうからは言えませんし、

値上げしてくれというのも、中々下請けのほうから言えないので、

あの、公正取引委員会に頼ったら、こういうことになる、ということで、

ど、...誰も守ってくれないということです。

また、あの、さっき、元請のほうがかぶって、あの、下請けの金額をかぶってるっていうお話がありましたけど、

そのことは、元請の人は耐えられなくなったら何やるか？、って言ったら、

価格の値上げです。

つまり、物価高の引き金にも、インボイス制度は凄くなってるんですね。

それで、もっと、最後に、あの、**23**頁に書いたんですけど、

**インボイス制度にかかるコスト**という話があります。

インボイス制度はですね、あの、...開業(?)1件につき、ほぼ、このぐらいの時間(?)がかかっており、

その、賃金統計で換算すると、全国で、毎月約**3,400**億円分、**年間で4兆円を超える負担**になっています。

前に述べたようにですね、あの、政府は、インボイス導入により、**年間約2,480**億円の**税収増**になると言っておるんですけど、

この金額で**4兆円のコスト**がかかるとすれば、**大幅な赤字**ですし、

僅かな税収増のために、フリーランスの仕事を奪い、経営システム担当者に大きな負担を掛けて、一般社員にも負担を掛ける意味が、消費税、...インボイス制度にあったのかということで...

ええ、めんぜいじぎよ、...インボイス制度は、

免税事業者とは付き合うな、免税事業者は課税事業者になれ、

免税点制度は残してやる(という制度です(?))。

一般消費者層...相手の事業者は、例えば町の床屋さんとか八百屋さんは免税点制度のままでも潰れて、

...免税点制度のままでもいいでしょう。

あの、そういうところは、潰れちゃ、困って、インフラがおかしくなってしまうんで、

そういうところは、残してあげるということで、

免税点制度を残したんですけど...

それも、め、...インボイス制度は、あの、この考えだけで、

インボイス、...免税業者と付き合うな、という考えが行き渡っておりまして、

インボイス制度が廃案にならないと、軽減措置の経過が延びたとしても、...経過措置が延びたとしても、

この考えで、免税点、...免税事業者とは付き合わない、...免税事業者はもう要らないというような考えが日本に普及して

しまっておりますので、  
どうしても、廃止しなければ、この考えは、あの、残ったままになって、  
あの、全てのちゅうしょ、...中小零細事業者が苦境に追い込まれることが分かっておりますので、  
是非、あの、廃止ということを、**インボイス制度の廃止**ということを皆で訴えて行って頂ければと思います。

以上で基調報告を終わりにします。  
ありがとうございました。

(会場から拍手。)

## 関連資料

### ◆ 基調報告(2025年12月3日)などについての送信済みコメント

< ①12/5/2025 8:12 AM

②12/5/2025 8:19 AM

③12/5/2025 10:48 AM

①次の**WEB**ページから、インボイス制度の廃止を求める税理士の会に向けてコメント。

⇒ <https://www.taxlawyer2022.org/251203-meeting/>

/ <https://tinyurl.com/ejvy7b9h>

②次の**YouTube**動画のコメント欄に、冒頭の括弧書きを除いて同様のコメントを投稿。

**【12月3日(水)11:00~】消費税減税・インボイス廃止の実現を求める国会集会**

⇒

[https://www.youtube.com/watch?v=vd8wsaPKgtc&list=PLApqqGZRUE5omOZcjPt5\\_yMYSlw7wiLBa&index=372](https://www.youtube.com/watch?v=vd8wsaPKgtc&list=PLApqqGZRUE5omOZcjPt5_yMYSlw7wiLBa&index=372)

/ <https://tinyurl.com/4dvsurym>

③とりあえず、**IGDM**スレッド「**自公(都民ファ・維国)などのメイソン ☆ & 🗳️ 勢政権の解体に向けて**」に投稿。>

(「インボイス制度の廃止を求める税理士の会」の**WEB**サイト内でも以下と同じコメントを投稿。)

国会集会の様子が収録された**YouTube**動画のほう、拝見しました。

特に、消費税制やインボイス制度に苦しむ中小零細事業者の皆さまが切実な思いを告白されていること、

また、代表の菊池純先生の基調報告が優れていたように思います。

菊池先生は、動画の先頭より**2:39:32**の時点あたりから、次のように仰っています。

「これから基調報告をさせていただきます。

皆さん、お手元にある、ええ、『消費税減税・インボイス廃止の実現を求める国会集会』というところの、

ええ、この表紙のある、あの、物をお出し下さい。

それでは、あの、少し、あの、着座させていただきます。

宜しくお願い致します。」

その「この表紙のある...物」といいますのは、国会集会の会場での配布物のようです。

例えば、最近、確か、参議院(?)で、片山さつき財務大臣は、参政党議員の誰かの質問に答えるかたちで、フランスでの消費税導入に触れていて、

私には、その配布物の内容といいますは、自民党がペテン政治を行ってきたことの論拠を多数提供するもののように思えます。

つまり、その配布物の公表といいますのは、これまで何十年かの自民党のペテン政治を暴くのに役立つとともに、消費税減税・インボイス廃止の実現を促進するというわけです。

なぜ、『1万人のインボイス実態調査／報告』などの他の資料に加えて、その配布物といいますのをネット上で公開されないのですか？

誰か立憲民主党やれいわなどの議員らで公開の邪魔をしている方がいらっしゃるのでしょうか？

貴会が消費税減税・インボイス廃止の実現を求めているというのは、本気ではないのでしょうか？

-----  
※. ネット上での上記ゆるふわmsg🍀🎈🌈のコピー

**a. 与野党リアルばか議員らの殲滅に向けたゆるふわmsg集🍀🎈🌈**

——放置するままですと年々深刻化していくばかりの**与野党リアルばか議員クズぞろい問題**の解消へは、各党組織票への選挙での切込み、すなわち無関心層・無党派層の主導による落選運動が可能にする👊、

**[i] 親メイソン与党☆&👁️/👉の確固たる漸次消滅 & [ii] 要所要所の野党メイソン勢議員ら☆&👁️/👉の落選**というのが最善策💡!

⇒

<https://docs.google.com/document/d/1IHfuS55OFvFCKXsr2ZWbh-Pe5ycZHkAc/edit?usp=sharing&oid=101459>

[707451073275716&rtpof=true&sd=true](https://docs.google.com/document/d/1IHfuS55OFvFCKXsr2ZWbh-Pe5ycZHkAc/edit?usp=sharing&oid=101459707451073275716&rtpof=true&sd=true)

[/ https://tinyurl.com/mskwj4dn](https://tinyurl.com/mskwj4dn)

-----  
🍀🎈🌈

◆II 似非保守や反日左翼, お花畑リベラルなどのオランくん🦍・ゴリラさん🦍たちも納得👩🏻‍🔥💖——

和める系 癒しの国際陰謀表現集🌂🌈🎈

⇒

[https://docs.google.com/document/d/1qYxV\\_X0jxL-WdLir4qP8M0IEX5JipX4h/edit?usp=sharing&oid=101459707451073275716&rtpof=true&sd=true](https://docs.google.com/document/d/1qYxV_X0jxL-WdLir4qP8M0IEX5JipX4h/edit?usp=sharing&oid=101459707451073275716&rtpof=true&sd=true)

/ <https://tinyurl.com/mpaxjway>